

平成30年10月1日

会 員 各 位

(公社)広島ビルメンテナンス協会
会 長 杉 川 聡
(公印省略)

要望書の提出について（お知らせ）

平成30年9月13日、別紙の要望書を広島市長へ提出しましたのでお知らせします。

要 望 書

公益社団法人 広島ビルメンテナンス協会

平成30年9月13日

広島市長 松 井 一 實 様

公益社団法人広島ビルメンテナンス協会
会 長 杉 川 聡

要 望 書

平素は、私共、公益社団法人広島ビルメンテナンス協会に対しまして、暖かいご高配とご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴市におかれましては、これまで清掃業務委託の総合評価競争入札の試行や入札参加資格の見直しなど、適切な入札環境の整備に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

ビルメンテナンス業務には、各種建築物の設備の運転管理、設備・施設保全、環境整備・清掃、保安警備といった業務が含まれており、これらの業務が適正に履行されることによって、建築物の長期保全、公衆衛生の向上 及び 安全の確保が図られるものです。

また、労働集約型産業であるビルメンテナンス業には、高齢者・障がい者雇用を社会から期待されているところでもあります。

このようにビルメンテナンス業には、建築物を利用する不特定多数の者に対する安心で安全かつ快適な環境の確保と、高齢者・障がい者等の雇用の創出という目的があり、当協会は、それを実践するため業界の指導に努めております。

さて、貴市では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、「指定管理者制度運用の基本方針」に基づいて運用されています。

平成30年4月1日現在、同制度は、貴市所有の637施設で導入されており、管理経費の縮減、開館日の拡大 及び 開館時間の延長など、市民サービスの向上が図られるなどの導入効果がもたらされています。

一般的に、指定管理者制度の対象となる施設は、会館、体育施設、民生施設、社会教育施設、駐車場・駐輪場、公営住宅、国民宿舎、公園、斎場などで、その

多くは建物の維持管理が業務仕様に含まれているため、ビルメンテナンス事業者の参入が多く見受けられます。

このたび、指定管理者制度の導入から12年が経過したことを踏まえ、同制度の運用について、以下の点を要望します。

1. 適正な指定管理料（上限額）予算の確保について

深刻な人手不足、毎年の最低賃金の引上げ等により、人件費の上昇が続伸しており、施設の老朽化も着実に進んでおります。

人件費の上昇 及び 施設の老朽化へ対応するため、十分な指定管理料（上限額）予算の確保に努めていただくよう要望します。

2. 経営努力に対するインセンティブ・ペナルティ制度の導入について

貴市では、指定管理者の業務実施状況の評価を、事業年度ごとに、業務の実施状況、施設の利用状況、利用者の満足度に分けて評価し、それらを5段階評価されています。

この評価結果が、次回公募時の評価に加味されるよう、制度の見直しを要望します。

3. 指定管理者候補の評価について

指定管理者候補の評価について、評価項目の「施設効用が最大限に発揮されること」及び「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していると認められること」については、より客観的な評価に努めていただくよう要望します。

以上